

長久手キャンパス内緊急事態発生時における警察官立ち入りに関する暫定申し合わせ

愛知県立大学

平成21年4月1日

- 1-1 学外不審者等が長久手キャンパス内に侵入し、学生又は教職員等（生協事務局職員、委託業務職員等を含む。以下同じ。）に危害を加え、あるいは加えようとした際には、当該学生又は教職員等は、速やかに守衛室又は最寄りの事務室に事態を知らせる。
- 1-2 守衛室又は事務室は、直ちに所轄警察署に緊急通報し、警察官の学内立ち入りを要請するとともに、本学事務部門長（以下「事務部門長」という。）にその旨を報告する。
- 1-3 事務部門長は、別紙連絡網を通じて、学長、副学長及び必要に応じて関係する学務部長、学術情報部長、学部長及びセンター長（以下「学長等」という。）に事態を通報し、学長等は直ちに警察官に立ち会うものとする。また、状況に応じて学生自治会の代表者等に事態を通報し、立ち会いを要請するものとする。
- 1-4 学長等は、警察官が校門に到着した際は、警察官に状況を説明するとともに、警察官に同行し現場に赴き、調査等に立ち会う。なお、警察官の校門到着の時点で、学長等が立ち会えない場合は、守衛は警察官に状況を説明し、警察官に同行して現場に赴き、調査等に立ち会い、事後速やかに学長等に報告する。
- 2 学生又は教職員等が学外不審者等に危害を加えられ、守衛室等に連絡するいとまがなく直接警察に緊急通報を行った場合で、警察官が校門に到着した際には、守衛は警察への通報内容を確認するとともに、警察官に同行し現場に赴き、調査等に立ち会い、事後速やかに学長等に報告する。
- 3 学長は、当該の事態に際してとった処置について、教育研究審議会に報告し、了承を得なければならない。また、学長等は、状況に応じて学生自治会等にも報告を行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

[別紙]

長久手キャンパス内緊急事態発生時における緊急連絡網

